

# 「改正独禁法」の企業実務

今年1月の改正独禁法の施行から半年が経過しようとしており、その運用の実際が次第に明らかになるうとしています。弊社ではこの時期に改めて、課徴金制度の導入や企業結合規制に係る届出制度の見直しなど、その内容を確認し、企業の実務にどのような影響があるのかを考えていただくためのセミナーを企画いたしました。

講師には、カルテル事件では日本で最初の課徴金減免申請案件を担当され、海外法律専門誌でも日本を代表する独禁法の専門実務家として著名な、西村あさひ法律事務所の川合弘造先生をお迎えしますので、是非この機会にご参加下さいますよう、ご案内申し上げます。

## 【開催要領】

- ◇日時 : **2010年6月7日 13:30~17:00(受付開始13:00)**
- ◇会場 : ヒルトンプラザ ウェスト 第二吉本ビルディング8階 C会議室  
大阪市北区梅田2丁目2番2号 <http://yb2-kaigi.com/access/index.html>
- ◇受講料 : **お一人様 10,000円(税込)**
- ◇定員 : 先着順 60名 \* 定員となり次第、締め切らせていただきます。
- ◇講師 : 川合弘造氏 (西村あさひ法律事務所パートナー弁護士・東京大学法科大学院非常勤講師)
- ◇申込方法 : 下記申込書によりFAXにてお申込み下さい。受付後、「受講票」「会場案内図」をお送りします。

## 【セミナー内容抄録(予定)】

※セミナー内容は都合により一部変更となる場合がございますので、予めご了承下さい。

- 企業法務における独禁法の意味
- 平成21年独禁法改正
- 私的独占の規制に関する独禁法改正の意味
- 不公正な取引方法の規制に関する独禁法改正の意味
- リニエンシー制度・課徴金制度の変更
- 企業結合規制に関する独禁法改正の意味
- 世界的な独禁法の規制強化のなかでの企業法務のあり方について

◆ 申込先: **第一法規株式会社 関西支社 (担当: 上口・曽根)** ⇒ **Fax 06-6541-5148**

\* 下記にご記入の上、FAX (郵送) にてお申し込みください。受付後「受講票」「案内図」をお送りします。 申込み: 月 日

御社名				受講人数	名
所在地	〒 -				
TEL			FAX		
E-メール	@				
受講者名	部署/役職		芳名		
(お2人目)	部署/役職		芳名		
備考	[3人目以降の受講者名/領収証宛名のご希望等ありましたら、お書き添えください。]				

■ 上記のとおり申込み、受講料については当日会場にて支払います。

\* お客様の個人情報の取扱いについて お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、受講票・商品や代金請求書の発送、アフターサービス、当社商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意のうえお申し込み願います。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除をご希望される場合は、以下の連絡先までご連絡ください。お客様よりお預かりしました個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。

[担当]  
HP

【第一法規株式会社 関西支社 〒560-0013 大阪市西区新町2-15-24 Tel.06-6541-5921 Fax06-6541-5148】